

雑誌掲載論文紹介

〈ゼロからわかる再生可能エネルギー〉※

第 10 回 再生可能エネルギー導入政策を概観する

新エネルギー・国際協力支援ユニット グループマネジャー

山口 馨

**なぜ、強制的な導入政策が必要なのか**

去る 8 月 26 日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立により、日本における再生可能エネルギー導入政策は、固定価格買取制度（FIT）と呼ばれる政策手段が市場割当義務（RPS）にとってかわることになった。この法律は、再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買いとることを義務づけるもので、電気事業者が買取に要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民負担となる。しかしなぜ、このような国民負担を強いてまで高コストの導入政策が必要なのであろうか。

再生可能エネルギーの促進のために政府が市場に介入するのは、社会的に望ましいと判断される量の再生可能エネルギーの導入が、政策介入なしには進まないと判断されるからである。どれほどの量が社会的に望ましいのかというと、これは二酸化炭素の排出抑制であったりエネルギー安全保障であったり、地方振興など社会的利益への貢献度合いなどとの兼ね合いになる。

**90 年代に入り、政策支援が本格化**

再生可能エネルギーが現実的に利用可能かどうかはエネルギー源の多様性や自然条件の多様性だけでなく技術の発展レベルにも依存することから、政策も技術や市場への浸透のレベルに応じてさまざまな政策が用いられ、発展の度合いとともに変化してきている。最初のきっかけとなったのは第一次石油危機におけるエネルギー安全保障への懸念であり、研究開発への補助政策を中心に公的支援が大きくふくらんだ時期である。すなわち、純国産エネルギーとして再生可能なエネルギーに対する期待が高まり、日本や欧米を中心に本格的に太陽光発電や風力などの研究開発が進められた。

研究開発によりある程度コストダウンが成功すると、市場への実験的導入を目的に政府

※ 本文は、「週刊金融財政事情」2011 年 10 月 17 日号に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

による調達や初期投資への補助、減税などの政策手段が用いられる。実験的市場導入からさらに進むと優遇価格での買取制度や、やや遅れて始まった市場割当義務と呼ばれる市場導入政策が適応されるのが一般的である。実際、第二次石油危機で高騰した化石燃料価格は政策支援とあいまってバイオマスなど比較的低コストの再生可能エネルギーの競争力を高めるとともに市場導入の契機となった。たとえばアメリカでは再生可能エネルギー支援政策の分野において価格面での優遇制度の走りとなる政策を導入、アメリカにおけるバイオマス発電を急拡大するとともにカリフォルニアにて一時的ではあったが風力発電ブームを引き起こした。またデンマークでも優遇価格による支援が行われ国家戦略として風力発電の市場導入が進められた。

1980年半ば以降は化石燃料価格が低水準で安定したため再生可能エネルギーへの期待も薄れていくが、92年の地球サミットなどでみられたように地球温暖化、環境問題が世界的な課題となると、これらへの対応手段の一つとして新・再生可能エネルギーがふたたび脚光を浴びるようになる。日本でも石油危機に始まったサンシャイン計画がニュー・サンシャイン計画として衣替えをし、住宅用太陽光発電への投資補助が始められたのもこのころである。

97年には京都議定書が提案され、証書取引という政策手段が出現する。もともとアメリカにおいて市場原理に重きをおき、酸性雨の原因となる二酸化硫黄の排出抑制に成功した手段を温暖化ガスにも適応させるべく提案されたものである。なかでもクリーン開発メカニズム（CDM）がファイナンスの点でインド、中国を中心に再生可能エネルギー技術への関心を高めたが、同時に再生可能エネルギーの支援策においては証書取引が市場割当義務とセットで導入される工夫がなされるようになる。その後、優遇価格にて市場を醸成してきた国々のなかでもイギリス、アメリカなど市場メカニズムを重要視する国々において割当義務が導入される。一方、政治的に再生可能エネルギー産業のさらなる育成と環境保護を重要視するドイツなどは価格優遇制度を固定価格買取制度として強化していった。

## 補助金や減税による後押しも

FITにみられるような価格による優遇はよく生産者保護にみられるものであり、農産物の上乗せ価格での買いあげなどが典型的である。再生可能エネルギーの場合、個別技術ごとに産業を育成すること以外にも、たとえばドイツでは農家のエネルギー産業への進出とその収入源を増やすなど農村支援の目的もあった。しかしながら固定価格はその価格レベルが課題で、高すぎると投資家に過剰な利益を消費者・国民の負担で与えることになるが、低すぎると投資家が集まらないという問題はまだ解決されていない。

一方、RPSは産業育成が主目的ではなく、導入量の下限を定め、その達成に際しては種類を選ばず市場で競争させ、なるべく安く量を確保することが主目的である。たとえば太陽光発電とバイオマス発電を対象とした場合ではバイオマス発電が安い場合当然バイオ

マスが増える。また、たとえば太陽光発電など 1 種類の技術のみを市場割当対象とした場合もアメリカで導入されているが、複数の企業が存在していれば同業者間での競争を促進することができる。

現在は上記FITとRPSに代表される制度が主流であるが、再生可能エネルギーにおける導入促進政策はほかにも補助金や減税など多岐にわたる。もともとこうした政策は競争するものではなくエネルギー危機や地球温暖化問題の発生への対応を迫られるなか、さまざまな国で時期を異にして出現、試されてきたものである。これらは各国の市場・経済・政治環境にあわせて工夫されてきたものであり、すべての再生可能エネルギー、すべての国に共通して通用する政策はないことに留意したい。様々な取組みの中から再生可能エネルギーに特有な新しい政策が今後も出現することも十分考えられる。

お問い合わせ : [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)